

資料 2

(議案第 7 4 号関係)

令和 5 年 3 月 8 日
総務企画常任委員会
税務部 納税支援課

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正案	現行																
<p>別表第一（第二条関係） 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第一（第二条関係） 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>																
<p>別表第二（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～九 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p> </td> <td> <p>青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十一 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	一～九 略	略	<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	<p>青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>	十一 略	略	<p>別表第二（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p> </td> <td> <p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十一 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	略	略	<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	<p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>	十一 略	略
共同処理する事務	組合市町村等																
一～九 略	略																
<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	<p>青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>																
十一 略	略																
共同処理する事務	組合市町村等																
略	略																
<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四条に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	<p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>																
十一 略	略																